

14. シアター設備使用に関する細則

スペリア佐屋管理組合同規約に基づき、「シアター設備使用に関する細則」次の通り定める。

(目的)

第1条 シアター設備を使用して、テレビ、DVD 及びビデオ等を視聴することを目的とし公序・良俗に反する使用は認めない。

(申請・許可)

第2条 シアター設備の使用を希望するものは、事前に所定の書類を提出し、理事長の許可を得なければならない。

2、申請は成人者とし、未成年者のみの使用はできない。

3、管理費を2ヶ月以上滞納している住戸は使用できない。

4、理事長は、使用許可にあたり必要と認める場合は、これに条件をつけることができる。

(シアター設備の使用時間及び使用料金)

第3条 シアター設備の使用時間及び使用料金は次の通りとする。

使用時間	午前9時より午後10時
使用料金	不要

2、午後10時以降の使用については、状況に応じて理事長が判断し許可する。

(集会室の使用料金)

第4条 集会室の使用料金は「集会室使用細則」に基づき次の通りとする。

居住者のみが使用の場合	300円/時間
居住者以外のものが参加した場合	1500円/時間

(その他)

第5条 設備等を破損の場合は、申請者又は区分所有者が弁償すること。

2、集会室使用に関しては、別に定める「集会室使用細則」に基づく。

(細則の改廃)

第6条 この細則は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第7条 この細則は、平成17年3月26日より発効する。